

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)  
本編  
新旧対照表

山口県土木建築部



行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	13. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	13. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	県共通仕様書 (2)
	14. 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	14. 「工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	県共通仕様書 (2)
	15. 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	15. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	県共通仕様書 (2)
	16. 提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	16. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。	県共通仕様書 (3)
	17. 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	17. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	県共通仕様書 (3)
	18. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	18. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	県共通仕様書 (3)
	19. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	19. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	県共通仕様書 (3)
	20. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。	20. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。	県共通仕様書 (3)
	21. 確認とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	21. 「通知」とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	県共通仕様書 (3)
	22. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	22. 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	県共通仕様書 (3)
	23. 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。	23. 「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	県共通仕様書 (3)
	24. 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	24. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。	県共通仕様書 (3)
	25. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	25. 「書面」とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	県共通仕様書 (3)
	26. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	26. 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	県共通仕様書 (3)
	27. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	27. 「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	県共通仕様書 (3)
	28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	28. 「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。	県共通仕様書 (3)
	29. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	29. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	県共通仕様書 (3)
	30. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	30. 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	県共通仕様書 (4)
	31. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	31. 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	県共通仕様書 (4)
	32. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。	32. 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	県共通仕様書 (4)
33. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	33. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	県共通仕様書 (4)	
34. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	34. 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	県共通仕様書 (4)	
35. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	35. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	県共通仕様書 (4)	





山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	県共通仕様書 (6)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-7 監督職員	1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	県共通仕様書 (6)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める工事始期日以降45日以内とするものとする。	国共通仕様書 (1-26)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が山口県の工事指名競争入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	県共通仕様書 (7)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者に提出しなければならない。	県共通仕様書 (7)
	2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。	県共通仕様書 (7)
	4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。	4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに発注者に提出しなければならない。	県共通仕様書 (7)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-12 受注者相互の協力	受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	県共通仕様書 (7)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 調査・試験に対する協力	1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	1. 一般事項 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	県共通仕様書 (7)
	2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下受注工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下受注人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	2. 公共工事労務費調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	県共通仕様書 (8)
	3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	3. 諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	県共通仕様書 (8)
	4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	4. 施工合理化調査等 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	県共通仕様書 (8)



山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 調査・試験に対する協力	5. 受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)第1編1-1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。	(削除)	県共通仕様書 (8)
	6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験を行なう場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	5. <b>独自の調査・試験を行う場合の処置</b> 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	県共通仕様書 (8)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-14 工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-40臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合  3. 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-39臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合  3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	県共通仕様書 (8)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工期変更	1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第39条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第39条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	県共通仕様書 (9)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与品	1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。  4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係わる経費は受注者の負担とする。  5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。  4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。  5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	県共通仕様書 (9)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 工事現場発生品	3. 受注者は、本条第1、2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。	(削除)	県共通仕様書 (10)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 工事材料の品質	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 工事材料の品質及び検査(確認を含む)  1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。  3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。  4. 受注者は、設計図書において見本または、品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 <b>工事材料の品質</b>  1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、 <b>試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書</b> を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は <b>速やかに提示</b> しなければならない。ただし、設計図書で <b>品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出</b> しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「 <b>JISマーク表示品</b> 」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。  3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で定める方法により、試験を <b>実施しその結果を監督職員に提出</b> しなければならない。 なお、 <b>JISマーク表示品については試験を省略</b> できる。  4. 受注者は、設計図書において <b>監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</b> なお、 <b>JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略</b> できる。	県共通仕様書 (62)
			県共通仕様書 (62)
			県共通仕様書 (62)
			県共通仕様書 (62)

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 工事材料の品質	<p>5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、下表の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。また、設計図書で事前に監督職員の検査（確認を含む。）を受けるものと記載された材料の使用にあたっては、事前にその外観及び品質証明等の資料を監督職員に提出し、検査（確認を含む。）を受けなければならない。</p> <p>【表】</p>	<p>5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、<b>再度確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>県共通仕様書（62）</p> <p>県共通仕様書（62）</p>
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-20 監督職員による確認及び立会等	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-20 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等</p> <p>1. 受注者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ別に定める立会願いを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、工事が契約書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は受注者の負担とする。 なお、監督職員が製作工場において立会および監督職員による検査（確認を含む）を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、主要な工事段階の区切りにおける段階確認について設計図書、または監督職員の指示により、これを施工計画書に記載するとともに、下表 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （2）受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （3）段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督職員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。 （4）受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-20 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ<b>立会依頼書を所定の様式により</b>監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を<b>しなければならない</b>。 なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、<b>材料の確認を受けた場合</b>であっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6. 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （1）受注者は、主要な工事段階の区切りにおける段階確認について設計図書、または監督職員の指示により、これを施工計画書に記載するとともに、表1-1段階確認一覧表（<b>港湾編</b>）に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （2）受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （3）<b>受注者は</b>段階確認に臨場するものとし、監督職員<b>の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ</b>提出しなければならない。 （4）受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>県共通仕様書（90）</p> <p>県共通仕様書（90）</p> <p>県共通仕様書（90）</p> <p>県共通仕様書（90）</p> <p>県共通仕様書（91）</p> <p>県共通仕様書（91）</p>
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 現場技術員	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 担当技術者（現場技術員）</p> <p>受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者（現場技術員）の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 (1)担当技術者（現場技術員）が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者（現場技術員）が、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 (2)監督職員から受注者に対する指示または、通知等を担当技術者（現場技術員）を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示または、通知等があったものと同等である。 (3)監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う通報または通知は、担当技術者（現場技術員）を通じて行う事ができるものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 現場技術員</p> <p>受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。<b>なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。</b> （1）<b>受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。</b>また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 （2）<b>現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。</b> <b>また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</b></p>	<p>県共通仕様書（90）</p> <p>県共通仕様書（90）</p>
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-22 数量の算出	<p>2. 受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、山口県土木工事施工管理基準（港湾編）等及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p>	<p>2. 受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの<b>請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員</b>に提出しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、山口県土木工事施工管理基準（<b>港湾編</b>）等及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p>	<p>県共通仕様書（93）</p>
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書の納品	<p>1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む） ② 施工計画書 ③ 完成図面 ④ 工事写真 ⑤ 工事履行報告書 ⑥ 段階確認書</p>	<p>1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む） ② 施工計画書 ③ <b>完成図書</b> ④ 工事写真 ⑤ 工事履行報告書 ⑥ 段階確認書</p>	<p>県共通仕様書（94）</p>



山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-23 工事完成図書の納品	2. 受注者は、電子納品を行う場合は、「工事完成図書の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品の手引き（案）土木工事編」、「CAD製図基準に関する運用手引き（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。	2. 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。 <b>受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。</b>	県共通仕様書（94）
	3. 受注者は、電子納品に際して、電子成果品をチェックした結果、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	(削除)	県共通仕様書（94）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	県共通仕様書（11）
	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	県共通仕様書（11）
	6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	県共通仕様書（11）
	7. 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-20監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。	7. 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-20監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	県共通仕様書（11）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 出来形検査等	3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考に検査を行う。	3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考に検査を行う。	県共通仕様書（12）
	4. 受注者は、検査職員の指示による補修については、前条の第5項の規定に従うものとする。	4. 受注者は、検査職員の指示による <b>修補</b> については、前条の第5項の規定に従うものとする。	県共通仕様書（12）
	5. 受注者は、当該出来形検査については、第1編1-1-20監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。	5. 受注者は、当該出来形検査については、第1編1-1-20監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	県共通仕様書（12）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-26 技術検査	5. 中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定める。	5. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、 <b>発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。</b>	県共通仕様書（94）
	6. 受注者は、当該技術検査については、1-1-20第3項の規定を準用する。	6. <b>技術検査の時期選定</b> は、当該技術検査については、第1編1-1-20監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	県共通仕様書（94）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-29 工事関係者に対する措置請求	2. 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請求者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	2. 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、 <b>受注者</b> に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	県共通仕様書（13）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-30 現場作業環境の整備	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業船内、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	(削除)	—
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-30 文化財の保護	1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1. 受注者は、工事の施工に <b>あ</b> たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	県共通仕様書（18）
	2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	2. 受注者が、工事の施工に <b>あ</b> たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	県共通仕様書（18）



行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 諸法令の遵守	1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は自らの責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 会計法（平成18年6月改正 法律第53号） (2) 建設業法（平成24年8月改正 法律第53号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号） (5) 労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号） (6) 作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号） (7) じん肺法（平成16年12月改正 法律第150号） (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号） (9) 出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号） (10) 道路法（平成23年12月改正 法律第122号） (11) 道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号） (12) 道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号） (13) 道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号） (14) 砂防法（平成22年3月改正 法律第20号） (15) 地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号） (16) 河川法（平成23年12月改正 法律第122号） (17) 海岸法（平成23年5月改正 法律第37号） (18) 港湾法（平成24年3月改正 法律第15号） (19) 港則法（平成21年7月改正 法律第69号） (20) 漁港漁場整備法（平成23年8月改正 法律第105号）	1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 会計法（平成18年6月改正 法律第53号） (2) 建設業法（平成26年6月改正 法律第69号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (4) 労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号） (5) 労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号） (6) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号） (7) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号） (8) 雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号） (9) 労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号） (10) 健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号） (11) 中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号） (13) 出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号） (14) 道路法（平成28年3月改正 法律第19号） (15) 道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号） (16) 道路運送法（平成28年12月改正 法律第106号） (17) 道路運送車両法（平成28年11月改正 法律第86号） (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号） (19) 地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号） (20) 河川法（平成27年5月改正 法律第22号）	県共通仕様書（20-22）
	(21) 下水道法（平成23年12月改正 法律第122号） (22) 航空法（平成23年5月改正 法律第54号） (23) 公有水面埋立法（平成16年6月改正 法律第84号） (24) 軌道法（平成18年3月改正 法律第19号） (25) 森林法（平成24年6月改正 法律第42号） (26) 環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号） (27) 火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号） (28) 大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号） (29) 騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号） (30) 水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号） (31) 湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号） (32) 振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号） (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号） (34) 文化財保護法（平成23年5月改正 法律第37号） (35) 砂利採取法（平成23年7月改正 法律第84号） (36) 電気事業法（平成24年6月改正 法律第47号） (37) 消防法（平成24年6月改正 法律第38号） (38) 測量法（平成23年6月改正 法律第61号） (39) 建築基準法（平成24年8月改正 法律第67号） (40) 海上交通安全法（平成21年7月改正 法律第69号）	(21) 海岸法（平成26年6月改正 法律第69号） (22) 港湾法（平成28年5月改正 法律第45号） (23) 港則法（平成28年5月改正 法律第42号） (24) 漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号） (25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号） (26) 航空法（平成28年5月改正 法律第51号） (27) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号） (28) 軌道法（平成18年3月改正 法律第19号） (29) 森林法（平成28年5月改正 法律第47号） (30) 環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号） (31) 火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号） (32) 大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号） (33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (34) 水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号） (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号） (36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号） (38) 文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号） (39) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号） (40) 電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）	県共通仕様書（20-22）
	(41) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (42) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成24年9月改正 法律第89号） (43) 船員法（平成24年9月改正 法律第87号） (44) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正 法律第26号） (45) 船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号） (46) 自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号） (47) 自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号） (48) 雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号） (49) 労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号） (50) 健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号） (51) 中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号） (52) 都市公園法（平成23年12月改正 法律第122号） (53) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号） (54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成23年8月改正 法律第105号） (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成21年6月改正 法律第51号） (56) 土壌汚染対策法（平成23年6月改正 法律第74号） (57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月 法律第18号） (58) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号） (59) 河川法施工法（平成11年12月改正 法律第160号） (60) 緊急失業対策法（平成18年6月改正 法律第50号）	(41) 消防法（平成27年9月改正 法律第66号） (42) 測量法（平成23年6月改正 法律第61号） (43) 建築基準法（平成28年6月改正 法律第72号） (44) 都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号） (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号） (46) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号） (47) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号） (48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号） (49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号） (51) 船員法（平成26年6月改正 法律第69号） (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号） (53) 船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号） (54) 自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号） (55) 自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号） (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号） (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号） (58) 河川法施工法抄（平成11年12月改正 法律第160号） (59) 技術士法（平成26年6月改正 法律第69号） (60) 漁業法（平成28年5月改正 法律第51号）	県共通仕様書（20-22）

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 諸法令の遵守	(61) 技術士法（平成23年6月改正 法律第74号） (62) 漁業法（平成23年5月改正 法律第35号） (63) 空港整備法（平成23年8月改正法律第105号） (64) 計量法（平成23年8月改正 法律第105号） (65) 厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号） (66) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号） (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号） (68) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号） (69) 職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号） (70) 所得税法（平成24年3月改正 法律第16号） (71) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号） (72) 船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号） (73) 著作権法（平成24年6月改正 法律第43号） (74) 電波法（平成23年6月改正 法律第74号） (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号） (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正 法律第47号） (77) 農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号） (78) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号） (79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正 法律第51号） (80) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	(61) 空港法（平成25年11月改正 法律第76号） (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号） (63) 厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号） (64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号） (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号） (66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号） (67) 職業安定法（平成28年5月改正 法律第47号） (68) 所得税法（平成28年11月改正 法律第89号） (69) 水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号） (70) 船員保険法（平成28年12月改正 法律第114号） (71) 著作権法（平成28年5月改正 法律第51号） (72) 電波法（平成27年5月改正 法律第26号） (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号） (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正 法律第17号） (75) 農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号） (76) 毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号） (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号） (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号） (79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号） (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	県共通仕様書（20-22）
	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号） (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	県共通仕様書（20-22）
	3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合にはすみやかに監督職員と協議しなければならない。	3. 受注者は、当該工事の計画、 <b>契約図面</b> 、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合にはすみやかに監督職員と協議しなければならない。	県共通仕様書（20-22）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 官公庁等への手続き等	6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に <b>あ</b> たらなければならない。	県共通仕様書（23）
	7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において <b>行わなければならない</b> 。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に <b>連絡</b> の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。	県共通仕様書（23）
	9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で <b>取り交わす</b> 等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	県共通仕様書（23）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-34 工事の測量	1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、または監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量、測量標（仮BM）、工事中多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、 <b>測量結果を監督職員に提出しなければならない</b> 。	1. 受注者は、工事着手後直ちに <b>測量を実施し</b> 、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	県共通仕様書（23）
	4. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	4. 受注者は、工事の施工に <b>あ</b> たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	県共通仕様書（23）
	5. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。	5. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている <b>基準高あるいは工事中基準面</b> を基準として行うものとする。	県共通仕様書（23）
	6. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	<b>(削除)</b>	県共通仕様書（23）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 提出書類	1. 受注者は、提出書類を工事受注契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	1. 受注者は、提出書類を <b>通達、マニュアル及び様式集等により作成し</b> 、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	県共通仕様書（95）
	2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは受注代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは <b>請負</b> 代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	県共通仕様書（95）



行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-36 不可抗力による損害	2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 (3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準 (3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	県共通仕様書（24）
	3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	県共通仕様書（24）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 特許権等	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	県共通仕様書（25）
	4. 受注者は、業務遂行により発明または考案したときには、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。	(削除)	県共通仕様書（25）
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-38 保険の付保及び事故の補償	6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事受注契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	県共通仕様書（25）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	2. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。  3. 受注者は、工事の施工にあたり一般工事中建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	2. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、 <b>施工計画書に記載</b> しなければならない。  3. 受注者は、工事の施工にあたり <b>下表に示す</b> 建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成27年6月改正 法律第50号）に基づく技術基準に適合する <b>特定特殊自動車</b> 、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付け国総環第15号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した <b>建設機械を使用することができるが</b> 、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 <b>【表】</b>	県共通仕様書（19）
	4. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。	4. 受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該 <b>特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）</b> を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、 <b>下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</b>	県共通仕様書（18）
	5. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。また、受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご、安全ネット等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。 ただし、 <b>施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</b>	県共通仕様書（18）
	6. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない	6. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。 また、受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、 <b>監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</b>	県共通仕様書（13,15）



山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	7. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	国共通仕様書（1-46）
	8. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	8. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	県共通仕様書（13）
	9. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報すると共に、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	9. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	県共通仕様書（13）
	10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。なお、下表に一般的制限値を下表に示す。	10. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報すると共に、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	県共通仕様書（13）
	11. 受注者は、監督職員が指示した工事について使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。	11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 【表】 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	県共通仕様書（20）
	12. 受注者は、山口県土木工事施工管理基準（港湾編）により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、山口県土木工事施工管理基準（港湾編）に定められていない工種については、山口県土木工事施工管理基準を適用し、山口県土木工事施工管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。 （記載なし）	12. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	県共通仕様書（14）
		13. 受注者は、山口県土木工事施工管理基準（港湾編）により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、山口県土木工事施工管理基準（港湾編）に定められていない工種または項目については、山口県土木工事施工管理基準を適用し、山口県土木工事施工管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	県共通仕様書（13）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-5 工程管理	受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとする。	受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督職員から要求があった場合は、実施工程表を提出しなければならない。	国共通仕様書（1-47）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-6 品質管理	1. 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は、設計図書、「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」及び「山口県土木工事品質管理基準」の定めによらなければならない。なお、設計図書及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」が「山口県土木工事施工管理基準」を優先するものとする。	1. 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は設計図書、「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準」の定めによらなければならない。なお、設計図書及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」が「山口県土木工事施工管理基準」を優先するものとする。	国共通仕様書（1-47）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	3. 受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、または監督職員の指示に基づき環境の保全に努めなければならない。	（削除）	県共通仕様書（16）
	4. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	県共通仕様書（16）
	5. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。	4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。	県共通仕様書（16） 国共通仕様書（1-50）
	6. 受注者は、海中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は受注者は自らの負担で撤去し処理しなければならない。	5. 受注者は、水中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	県共通仕様書（16）

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	7. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用することに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	6. 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、 <b>環境物品等</b> （国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める <b>特定調達品目</b> を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより <b>難い場合は、監督職員と協議する。</b> また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	県共通仕様書（18）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。  3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。  （記載なし）	2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを <b>確かめると</b> ともに監督職員に提示しなければならない。  3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。  7. 受注者は、 <b>建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</b>	県共通仕様書（10）  県共通仕様書（10）  県共通仕様書（11）
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出する事が出来る。	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員へ提出する事が <b>できる。</b>	県共通仕様書（95）
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 運用	1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。  2. 受注者は、事故または災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。  4. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行または曳航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。  2. 受注者は、 <b>工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</b>	県共通仕様書（13）  県共通仕様書（15）
10. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。  11. 受注者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	4. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行または <b>えい</b> 航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。  10. 災害発生時においては、 <b>第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</b>	県共通仕様書（19）  県共通仕様書（15）	
12. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。  13. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。  14. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件にあった機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	11. 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 <b>これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。</b> 上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。	県共通仕様書（15）  県共通仕様書（206）	
15. 受注者は、設計図書において指定された工用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工用道路の維持管理及び補修を行なうものとする。	12. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。  13. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。  14. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	国共通仕様書（1-53）  県共通仕様書（94）	
15. 受注者は、設計図書において指定された工用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工用道路の維持管理及び補修を行なうものとする。	15. 受注者は、 <b>架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</b>	県共通仕様書（95）  県共通仕様書（95）	







山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第2章 材料 第2節 土 2-2-1 一般事項	3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「 <b>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）</b> 」を参考にするとし、「 <b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）</b> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	国共通仕様書（1-55）
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-2 砂	4. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	4. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「 <b>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）</b> 」を参考にするとし、「 <b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）</b> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	国共通仕様書（1-56）
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-3 砂利、採石	3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「 <b>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）</b> 」を参考にするとし、「 <b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）</b> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	国共通仕様書（1-57）
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「 <b>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）</b> 」を参考にするとし、「 <b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）</b> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	国共通仕様書（1-57）
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	なお、骨材の代替としてスラグ類を（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	なお、骨材の代替としてスラグ類を（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）使用する場合は、「 <b>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（平成27年12月）</b> 」を参考にするとし、「 <b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）</b> 」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	国共通仕様書（1-58）
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-2 セメントコンクリート用骨材	表2-3 比重1.95の液体に浮くものの量 JIS A 1141 やわらかい石片の含有量 JIS A 1126	(削除)	国共通仕様書（1-61）
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-2 セメントコンクリート用骨材	表2-3 海砂の塩分含有量 JIS A 5308 付属書1	表2-3 海砂の塩分含有量 JIS A 5308 付属書 <b>A</b>	国共通仕様書（1-61）
第1編 共通編 第2章 材料 第6節 鋼材 2-6-4 棒鋼	2. 普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」 JIS G 3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」 JIS G 3191「熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差」	2. 普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」 JIS G 3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」 JIS G 3191「 <b>熱間圧延棒鋼及びパーインコイルの形状、寸法、質量及びその許容差</b> 」	国共通仕様書（1-65）
第1編 共通編 第2章 材料 第6節 鋼材 2-6-6 コンクリート舗装用鋼材	1. スリップバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」または「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	1. <b>ダウエルバー</b> は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	国共通仕様書（1-67）
第1編 共通編 第2章 材料 第8節 セメントコンクリート製品 2-8-6 一般事項	4. セメントコンクリート製品は次の規格に適合しなければならない。 JIS A 5361「プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則」 JIS A 5364「プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則」 JIS A 5365「プレキャストコンクリート製品－検査方法及び通則」 JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」 JIS A 5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」 JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」	4. セメントコンクリート製品は次の規格に適合しなければならない。 JIS A 5361「プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則」 JIS A 5364「プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則」 JIS A 5365「プレキャストコンクリート製品－検査方法通則」 JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」 JIS A 5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」 JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」	国共通仕様書（1-68）

行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防舷材 2-13-1 ゴム防舷材	1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (1) ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴムまたはこれらを混叩した加硫物でなければならない。  3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (2) 物理試験は、「表2-8 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257:1993 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び圧縮永久ひずみ試験は、次の方法によらなければならない。 硬さ試験(JIS K 6253-3) デュロメータ硬さ試験(タイプA) 老化試験(JIS K 6257:1993) ノーマルオープン法A-2試験 試験温度：70±1℃ 試験時間：96 +0 -2 時間 耐オゾン試験(JIS K 6259) オゾン濃度：50±5pphm 試験濃度：40±2℃ 試験時間：72時間 伸度：20±2%伸長  【表】 JIS K 6259	1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (1) ゴムは、カーボンブラックまたは <b>ホワイトカーボン</b> 配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。  3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (2) 物理試験は、「表2-8 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫 <b>ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方</b> 」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方 <b>(静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)</b> 」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。 硬さ試験(JIS K 6253-3) デュロメータ硬さ試験(タイプA) <b>促進老化試験(AA-2)</b> 試験温度：70±1℃ 試験時間：96 +0 -2 時間 耐オゾン性試験(JIS K 6259-1) オゾン濃度：50±5pphm 試験温度：40±2℃ 試験時間：72時間 伸度：20±2%伸長  【表】 JIS K 6259-1	国共通仕様書(1-71)   国共通仕様書(1-71)
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-7 水中コンクリート	1. コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2 レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3 コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4 現場練りコンクリートの規定によるものとする。	コンクリートの種類及び品質は、第1編2-17-2 レディーミクストコンクリート、第1編2-17-3 コンクリートミキサー船及び第1編2-17-4 現場練りコンクリートの規定によるものとする。	国共通仕様書(1-76)
第1編 共通編 第2章 材料 第19節 その他 2-19-5 道路標識	3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金押出成形材」に適合しなければならない。  4. 標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 保安用反射シート及びテープ」に適合しなければならない。	3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出成形材」に適合しなければならない。  4. 標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 <b>再帰性反射材</b> 」に適合しなければならない。	国共通仕様書(1-81)  国共通仕様書(1-81)
第1編 共通編 第2章 材料 第19節 その他 2-19-7 溶接材	溶接材は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低叩金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定しなければならない。また、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 浸透探傷試験(浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類、浸透探傷剤の試験、対比試験片、装置、50℃を超える温度での浸透探傷試験、10℃より低い温度での浸透探傷試験)またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表(検査証明書)を監督職員に提出するものとする。 なお、品質規格及び測定頻度は、特記仕様書の記載によるものとする。	溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 <b>鋼溶接継手の放射線透過試験方法</b> またはJIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 <b>非破壊試験-浸透探傷試験(第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類、第2部：浸透探傷剤の試験、第3部：対比試験片、第4部：装置、第5部：50℃を超える温度での浸透探傷試験、第6部：10℃より低い温度での浸透探傷試験)またはJIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表(検査証明書)を監督職員に提出するものとする。</b> なお、品質規格及び測定頻度は、特記仕様書の記載によるものとする。	国共通仕様書(1-84)
第1編 共通編 第4章 無筋コンクリート・鉄筋コンクリート 第6節 運搬打設工 4-6-4 打設	13. 受注者は、コンクリートの打設中、表面にブリージング水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設しなければならない。	13. 受注者は、コンクリートの打設中、表面に <b>ブリーディング</b> 水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設しなければならない。	国共通仕様書(1-92)
第1編 共通編 第4章 無筋コンクリート・鉄筋コンクリート 第9節 コンクリートの品質管理 4-9-2 試験方法	(記載なし)	8. 受注者は、コンクリート <b>単位水量測定</b> を次により行うものとする。 (1) 1日の使用量が100m <sup>3</sup> 以上の場合、 <b>単位水量の測定を実施しなければならない。</b> (2) 測定方法は、添付資料「 <b>レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)</b> 」によるものとする。	国共通仕様書(1-98)
第1編 共通編 第4章 無筋コンクリート・鉄筋コンクリート 第14節 水中不分離コンクリート 4-14-3 コンクリートの製造	(3) ② <b>アジテータトラック1車両の運搬量</b>	(3) ② <b>アジテータトラック1車両の運搬量</b>	国共通仕様書(1-103)
第1編 共通編 第4章 無筋コンクリート・鉄筋コンクリート 第15節 プレパックドコンクリート 4-15-4 品質管理	1. 受注者は、施工に先立ち施工時に近い状態で作成した供試体を用い、土木学会規準による次の品質管理試験を行い、その試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 (1) 注入モルタルに関する試験(温度、流動性試験、ブリージング率、膨張率試験及び強度試験) (2) プレパックドコンクリートの圧縮強度試験	1. 受注者は、施工に先立ち施工時に近い状態で作成した供試体を用い、土木学会規準による次の品質管理試験を行い、その試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 (1) 注入モルタルに関する試験(温度、流動性試験、 <b>ブリーディング</b> 率、膨張率試験及び強度試験) (2) プレパックドコンクリートの圧縮強度試験	国共通仕様書(1-108)
	2. 受注者は、施工中の流動性試験を20バッチに1回以上の頻度で行うものとする。また、その他注入モルタルに関する管理試験(温度、ブリージング率、膨張率試験及び強度試験)及びプレパックドコンクリートの圧縮強度試験は、設計図書の定めによるものとする。	2. 受注者は、施工中の流動性試験を20バッチに1回以上の頻度で行うものとする。また、その他注入モルタルに関する管理試験(温度、 <b>ブリーディング</b> 率、膨張率試験及び強度試験)及びプレパックドコンクリートの圧縮強度試験は、設計図書の定めによるものとする。	国共通仕様書(1-108)



行又は項目	現行 (H25.10)	改訂 (H30.10)	備考
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-8 固化工	(記載なし)	7. 薬液注入工法 (1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。 1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合 (3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。 (4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。	国共通仕様書（1-122）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-16 コンクリート杭工	(記載なし)	(3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。	国共通仕様書（1-131）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-17 防食工	1. 電気防食 (1) ② ボンド及び立上り鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	1. 電気防食 (1) ② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。	国共通仕様書（1-131）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-19 コンクリート舗装工	3. コンクリート舗装 (3) ① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックを用いる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。  (5) ④ コンクリート舗装版の四隅、スリッパ、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。  (6) ② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状パイプレータで締めなければならない。また、作業中スリッパ、タイバー等が移動しないように締めなければならない。  (16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が5 N/mm <sup>2</sup> 以上または曲げ強度が1 N/mm <sup>2</sup> 以上になるまで行わなければならない。なお、特に風を防ぎ、凍結を防止する方法を取らなければならない。	3. コンクリート舗装 (3) ① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックによる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。  (5) ④ コンクリート舗装版の四隅、 <b>ダウエルバー</b> 、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。  (6) ② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状パイプレータで締めなければならない。また、作業中 <b>ダウエルバー</b> 、タイバー等が移動しないように締めなければならない。  (16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が5 N/mm <sup>2</sup> 以上又は曲げ強度が1 N/mm <sup>2</sup> 以上になるまで <b>凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。</b>	国共通仕様書（1-133） 国共通仕様書（1-134）
	4. 目地 (5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。 ④ コンクリート舗装版の四隅、スリッパ、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。	4. 目地 (5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。 ④ コンクリート舗装版の四隅、 <b>ダウエルバー</b> 、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。	国共通仕様書（1-136）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第16節 上部工 5-16-2 上部コンクリート工	1. 支保 2. 鉄筋 3. 型枠 4. 伸縮目地 5. コンクリート 6. 補助ヤード施設	1. 支保 2. 鉄筋 3. <b>溶接</b> 溶接の施工については、第1編第5章第26節雑工の規程によるものとする。 4. 型枠 5. 伸縮目地 6. コンクリート 7. 補助ヤード施設	国共通仕様書（1-161）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-2 係船柱工	(3) ② イ) 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。	(3) ② イ) 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。	国共通仕様書（1-167）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第23節 維持補修工 5-23-2 維持塗装工	2. (1) ② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	2. (1) ② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色 <b>及び安全標識</b> —産業環境及び案内 <b>用安全標識のデザイン</b> 通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	国共通仕様書（1-176）
第1編 共通編 第5章 一般施工 第25節 仮設工 5-25-4 仮設道路工	1. 仮設道路 (5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を成形する場合、法面の崩壊が起こらないように締めなければならない。	1. 仮設道路 (5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を <b>整形</b> する場合は、法面の崩壊が起こらないように締めなければならない。	国共通仕様書（1-180）



山口県土木工事施工管理基準(港湾編)  
品質管理  
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 品質管理 新旧対照表

行又は項目	現行	改訂	備考
3. 骨材 3-1 セメントコンクリート用骨材	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-管理内容、管理内容 比重1.95の液体に浮くものの量 共第1編 表2-3 やわらかい石片の含有量(舗装用粗骨材) 共第1編 表2-3	(削除)	国共通仕様書(2-9)
	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-管理方法 塩化物量 JIS A 5308 付属書1 海砂の塩分含有量 JIS A 5308 付属書1	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-管理方法 塩化物量 JIS A 5308 付属書A 海砂の塩分含有量 JIS A 5308 付属書A	国共通仕様書(2-9)
	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-品質規格 種類及び粗骨材の最大寸法 JIS A 5005 JIS A 5011	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-品質規格 種類及び粗骨材の最大寸法 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	国共通仕様書(2-10)
	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-品質規格 粒度 記載無し	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 骨材-品質規格 粒度 【共】第1編 表2-1	国共通仕様書(2-10)
5. 鋼材 5-1 鋼矢板及び鋼杭	4) H形鋼杭 溶接部-管理内容～備考	4) H形鋼杭 (削除)	国共通仕様書(2-17)
5. 鋼材 5-5 コンクリート舗装用鋼材	ホ) 鉄網 化学成分、機械的性質 管理方法: JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認	ホ) 鉄網 化学成分、機械的性質 管理方法: JIS G 3112、JIS G 3551 公的機関の試験成績表により確認	国共通仕様書(2-21)
	1) コンクリート舗装用鋼材 イ) スリップバー ロ) タイバー ハ) チェアー ニ) クロスバー ホ) 鉄網	1) コンクリート舗装用鋼材 イ) ダウエルバー ロ) タイバー ハ) チェアー ニ) クロスバー ホ) 鉄網	国共通仕様書(2-21)
6. セメント及び混和材料 6-2 混和材料	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-備考 コンクリート標準示方書参照D. 1; コンクリート用流動化剤品質規準	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-備考 (削除)	国共通仕様書(2-21)
6. セメント及び混和材料 6-3 コンクリート用水	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-管理方法 コンクリートの強度に対する影響 JIS A 5308 付属書9	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-管理方法 コンクリートの強度に対する影響 JIS A 5308 付属書C	国共通仕様書(2-23)
	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-品質規格 コンクリートの強度に対する影響 JIS A 5308 付属書9 有害物の含有量 JIS A 5308 付属書9	2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート 化学成分-品質規格 コンクリートの強度に対する影響 JIS A 5308 付属書C 有害物の含有量 JIS A 5308 付属書C	国共通仕様書(2-24)
11. 防食材料 11-1 アルミニウム合金陽極	1) 電気防食陽極 質量-管理方法 製造工場の測定結果表により確認計量器により測定	1) 電気防食陽極 質量-管理方法 製造工場の測定結果表により確認計量器により測定	国共通仕様書(2-27)
12. 防舷材 12-1 ゴム防舷材	1) ゴム防舷材 材質 品質規格: JIS K 6257:1993	1) ゴム防舷材 材質 品質規格: JIS K 6257	国共通仕様書(2-30)
16. コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート	1. JISマーク表示認証工場製品 (記載無し)	1) アスファルトコンクリート 単位水量-備考 第1編 第4章 第9節コンクリートの品質管理による。	国共通仕様書(2-45)
17. アスファルトコンクリート 17-1 アスファルト舗装	1) アスファルトコンクリート コアによる密度の測定-管理方法 舗装施工便覧(締め固めた瀝青混合物の密度試験方法)	1) アスファルトコンクリート コアによる密度の測定-管理方法 舗装施工便覧(締め固めた瀝青混合物の密度試験方法)	国共通仕様書(2-45)



山口県土木工事施工管理基準(港湾編)  
出来形管理  
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 出来形管理 新旧対照表

行又は項目	現行	改訂	備考
1. 共通の工種 1-3 固化工	1. 深層混合処理杭 固化材吐出货量 測定単位-1リットルまたは1t	1. 深層混合処理杭 固化材吐出货量 測定単位-1ℓ又は1t	国共通仕様書(3-13)
1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	1. 先行掘削 掘進長・掘削深度 備考- (記載なし)	1. 先行掘削 掘進長・掘削深度 備考- +;設計値より浅いことをいう -;設計値より深いことをいう	国共通仕様書(3-18)
1. 共通の工種 1-12 防食工	2. FRPモルタル被覆 管理項目-取付高さ 測定密度-取付完了後、上端高さ 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-(記載なし) 備考- (記載なし)	2. FRPモルタル被覆 管理項目-取付高さ(被覆範囲) 測定密度-完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-【特】による 備考-測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。	国共通仕様書(3-25~26)
	3. ペโตรラタム被覆 管理項目-高さ 測定密度-取付完了後、上端・下端高さ 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-(記載なし)	3. ペโตรラタム被覆 管理項目-取付高さ(被覆範囲) 測定密度-完了後、保護カバーの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:監督職員の指示による 許容範囲-【特】による	
	4. コンクリート被覆 管理項目-高さ 測定密度-取付完了後、上端・下端高さ 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-(記載なし) 備考- (記載なし)	4. コンクリート被覆 管理項目-高さ(被覆範囲) 測定密度-完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-【特】による 備考-測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。	
	5. 防食塗装 管理項目-高さ 測定密度-取付完了後、上端・下端高さ 鋼管杭:全数 矢板:1打設3箇所以上 許容範囲-(記載なし)	5. 防食塗装 管理項目-高さ(被覆範囲) 測定密度-完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭:全数 矢板:50m <sup>2</sup> に1箇所以上 許容範囲-【特】による	
	13. 被覆・根固工 13-2 被覆ブロック工	1. 被覆ブロック製作 ブロック外観(異形ブロック)-測定密度 10個に1個以上測定	
16. 消波工 16-2 消波ブロック工	1. 消波ブロック製作 ブロック外観(異形ブロック)-測定密度 10個に1個以上測定	1. 消波ブロック製作 ブロック外観(異形ブロック)-測定密度 10個に1個以上	国共通仕様書(3-63)
[参考]様式・出来形6-1(4) ブロック製作等外見チェックリスト	ジャンカはないか	豆板(ジャンカ)はないか	国共通仕様書(3-111)



山口県土木工事施工管理基準(港湾編)

写真管理

新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通施工管理基準(港湾編) 写真管理 新旧対照表

行又は項目	現行	改訂	
2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-13 プレバッドコンクリート	品質管理－各種試験 撮影箇所－圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況	品質管理－各種試験 撮影箇所－圧縮強度、フロー値、膨張率、 <b>ブリーディング率</b> 等の試験状況	国共通仕様書(4-9)
3. 一般施工 3-1 共通の工種 10. 蓋ブロック工	1) 蓋ブロック製作－出来形管理－型枠 撮影時期－組立確認後	1) 蓋ブロック製作－出来形管理－型枠 撮影時期－組立確認 <b>時</b>	国共通仕様書(4-19)
3. 一般施工 3-1 共通の工種 11. 鋼矢板工	2) 鋼矢板－施工管理－継ぎ手部の離脱 注意事項及び説明－離脱部分が撮影できない場合は、監督職員の承諾を得ること	2) 鋼矢板－施工管理－継ぎ手部の離脱 注意事項及び説明－離脱部の <b>状況</b> が撮影できない場合は、監督職員の承諾を得ること	国共通仕様書(4-19)
3. 一般施工 3-1 共通の工種 15. 防食工	1) 電気防食－施工管理 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機	1) 電気防食－施工管理 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機 <b>等</b>	国共通仕様書(4-23, 25)
	1) 電気防食－出来形管理－注意事項及び説明 潜水土船による確認検査状況	1) 電気防食－出来形管理－注意事項及び説明 潜水土船 <b>または潜水土</b> による確認検査状況	
	1) 電気防食－(素地調整) 施工管理 出来形管理	(削除)	
	2) FRPモルタル被覆－施工管理 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機	2) FRPモルタル被覆－施工管理 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機 <b>等</b>	
	2) FRPモルタル被覆－出来形管理 撮影項目－出来形の確認(陽極)、電位測定装置 撮影箇所－取付完了状態、電位測定 撮影時期－取付完了時、測定時 注意事項及び説明－潜水土船による確認検査状況、電位差測定の状況	2) FRPモルタル被覆－出来形管理 撮影項目－ <b>出来形の確認</b> 撮影箇所－ <b>被覆防食完了状態</b> 撮影時期－ <b>取付完了時</b> 注意事項及び説明－ <b>完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影</b>	
	2) FRPモルタル被覆－(素地調整)－施工管理 撮影箇所－ブレーカ、プラスト等	2) FRPモルタル被覆－(素地調整)－施工管理 撮影箇所－ <b>コンプレッサー、ケレン工具等</b>	
	2) FRPモルタル被覆－(モルタル工)－施工管理 撮影箇所－ブレーカ、プラスト等	2) FRPモルタル被覆－(素地調整)－施工管理 撮影箇所－ <b>モルタルポンプ、発電機等</b>	
	3) ペโตรラタム被覆－施工管理 撮影項目－製品(FRP) 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機 注意事項及び説明－FRP被覆材の設置状況	3) ペโตรラタム被覆－施工管理 撮影項目－製品(FRP等) 撮影箇所－曳船、台船、潜水土船、溶接機 <b>等</b> 注意事項及び説明－FRP <b>等保護材</b> の設置状況	
	3) ペโตรラタム被覆－出来形管理 撮影箇所－取付完了状態 注意事項及び説明－潜水土船による確認検査状況、電位差測定の状況	3) ペโตรラタム被覆－出来形管理 撮影箇所－ <b>被覆防食完了状態</b> 注意事項及び説明－ <b>完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影</b>	
	3) ペโตรラタム被覆－(素地調整)－施工管理 撮影箇所－ブレーカ、プラスト等	3) ペโตรラタム被覆－(素地調整)－施工管理 撮影箇所－ <b>コンプレッサー、ケレン工具等</b>	
3) ペโตรラタム被覆－(モルタル工)－施工管理 撮影箇所－ブレーカ、プラスト等	3) ペโตรラタム被覆－( <b>防食工</b> )－施工管理 撮影箇所－ <b>取付用工具</b>		
4) コンクリート被覆－施工管理 撮影箇所－使用船舶、機械類	4) コンクリート被覆－施工管理 撮影箇所－ <b>曳船、台船、潜水土船、溶接機等</b>		
5) 防食塗装－施工管理 撮影箇所－使用船舶、機械類 注意事項及び説明－曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影	5) 防食塗装－施工管理 撮影箇所－ <b>曳船、台船、潜水土船、溶接機等</b> 注意事項及び説明－ <b>使用する船舶機械等が判明できるように撮影</b>		
3. 一般施工 3-14 上部工 2. 上部ブロック工	1) 上部ブロック製作－出来形管理－完成 撮影箇所－仮置状態	1) 上部ブロック製作－出来形管理－完成 撮影箇所－仮置 <b>状況</b>	国共通仕様書(4-47)
3. 一般施工 3-17 裏込・裏埋工 1. 裏込工	2) 裏込材、3) 瀨取り、4) 裏込均し－施工管理－陸上運搬 撮影時期－運搬時	2) 裏込材、3) 瀨取り、4) 裏込均し－施工管理－陸上運搬 撮影時期－運搬時 <b>施工時</b>	国共通仕様書(4-51)



山口県土木工事施工管理基準(港湾編)

添付資料

新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂	備考
添付資料 1. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領	平成19年3月30日国港建第249号 港湾局長から各地方整備局特定部局長あて	平成29年3月23日国港技第75号 港湾局長から各地方整備局特定部局長あて	
	2. 定義 1)この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。 2)この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。	2. 定義 1)この要領において「港湾潜水技士」とは、 <b>一般</b> 社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。 2)この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。	
	4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務 請負者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者(以下「指揮者」という。)及び潜水作業管理者(以下「管理者」という。)を配置するものとする。 1)2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む)の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。 イ. 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮 ロ. 潜水士等に対する指導又は監督 ハ. 異常時等における措置 ニ. 他の作業関係者との連絡(管理者を配置しない場合) ホ. 合図者の指名 ヘ. 合図の統一 3)3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む)の中から、管理者として1名を配置するものとする。 4)管理者は、次の業務を行なうものとする。 イ.潜水作業全般の統括業務と管理 ロ.指揮者及び潜水士等に対する指導 ハ.潜水作業全般の安全管理 ニ.他の作業関係者との連絡・調整 5)指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。	4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務 <b>受注者</b> は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者(以下「指揮者」という。)及び潜水作業管理者(以下「管理者」という。)を配置するものとする。 1)2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む)の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。 イ. 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮 ロ. 潜水士等に対する指導又は監督 ハ. 異常時等における措置 ニ. 他の作業関係者との連絡(管理者を配置しない場合) ホ. 合図者の指名 ヘ. 合図の統一 3)3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む)の中から、管理者として1名を配置するものとする。 4)管理者は、次の業務を行なうものとする。 イ.潜水作業全般の統括業務と管理 ロ.指揮者及び潜水士等に対する指導 ハ.潜水作業全般の安全管理 ニ.他の作業関係者との連絡・調整 5)指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。	国共通仕様書(6-3)
	5. 実施体制の表示 請負者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。	5. 実施体制の表示 <b>受注者</b> は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名、 <b>資格認定番号、有効期限並びに</b> 指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。 <b>なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。</b>	
	6. 資格証書等の携行 請負者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。	6. 資格証書等の携行 <b>受注者</b> は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。	
(記載なし)		7. 資格の有効期限の確認 <b>受注者</b> は、潜水士に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認するものとする。	